

条例の一部改正

●黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

国の人事院勧告に基づくもので、一般職、技能、企業、会計年度任用職員にかかわる4つの条例を一括して改正するもので、黒潮町としては、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回においても勧告どおりに実施するもの。

●黒潮町印鑑条例の一部改正

成年後見制度の促進に関する法律に基づき、成年後見人および被補佐人の人権が尊重されるよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、手続きの規定を整備するもの。

●黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月7日に交付されたことに伴い、償還金に関する事項、および市町村における合議制の機関の設置などについて改正するもの。

●黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

来年度より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、公務災害補償等の規定に給料の支給対象者への規定を追加するもの。

●黒潮町立中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部改正

中学校の統合が原因で遠距離になった生徒を対象としていたが、現在は、一定の距離を通学する生徒に対して助成をしているため、実情に合わせ変更するもの。



大方中学校



佐賀中学校



黒潮消防署

消防団事務の委託

●黒潮町と幡多中央消防組合の消防団事務の委託

事務の簡素化、効率化と共に、消防力強化を図るため、幡多中央消防組合に消防団事務を委託する規約を定めることについて、議会の議決を求めたもの。